

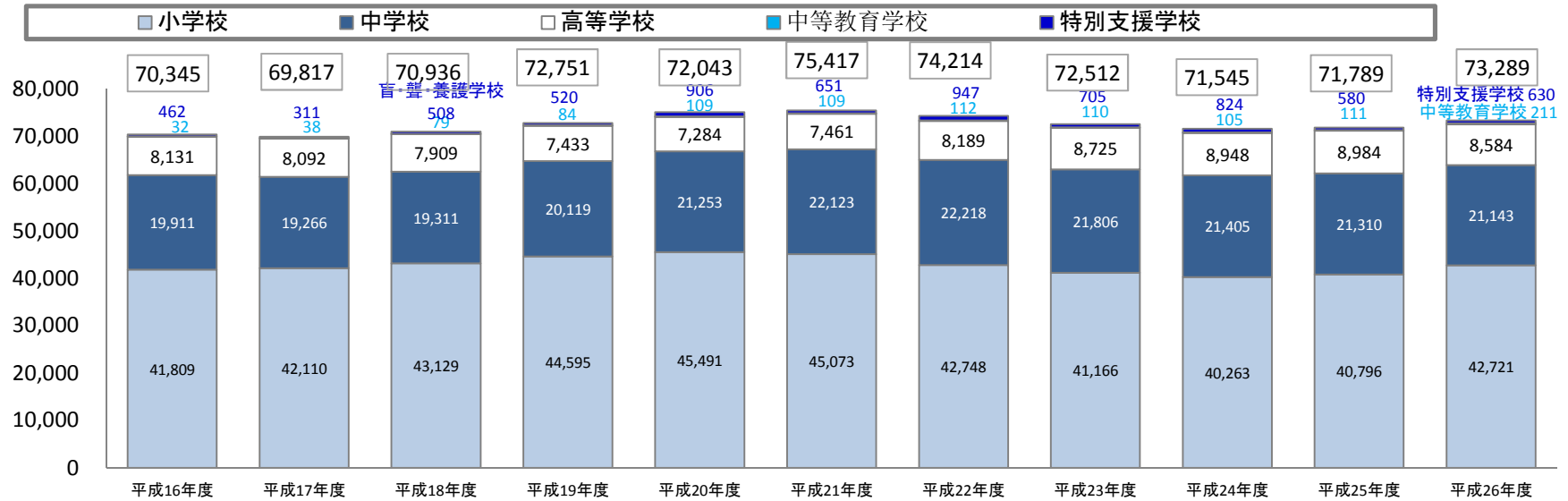
外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料

学校に在籍する外国人児童生徒数

公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、近年約7万人で推移

【 公立学校に在籍している外国人児童生徒数 】

出典：文部科学省 平成26年度学校基本調査（H26.5.1現在）



【 国公立学校に在籍する外国人児童生徒数 】

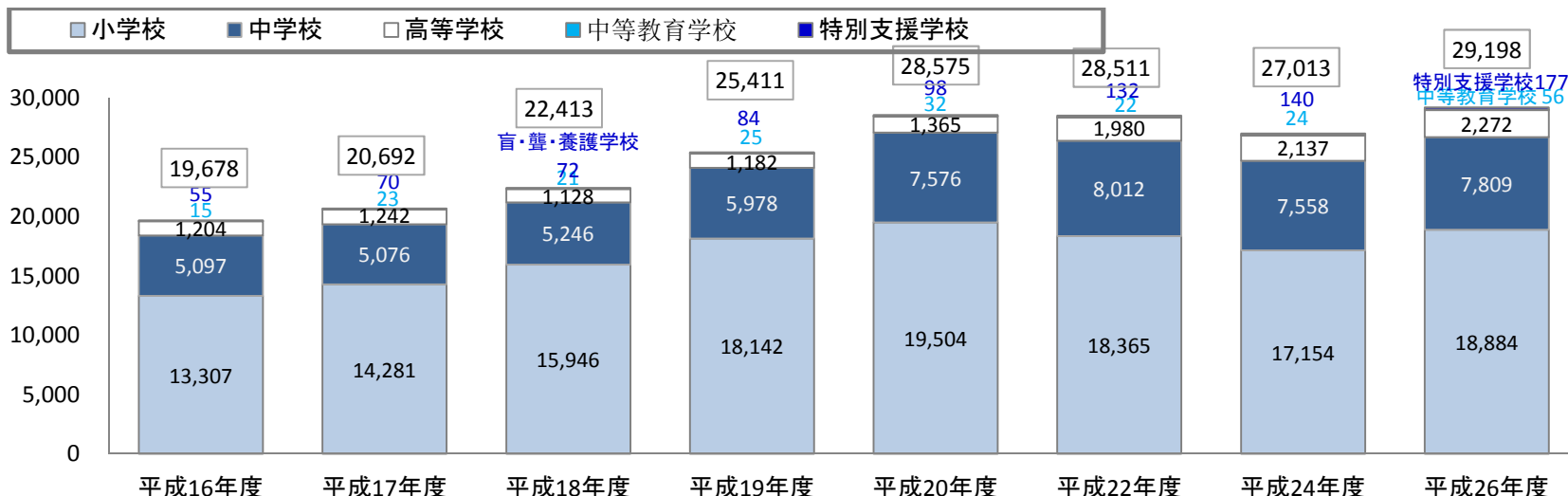
出典：文部科学省 平成26年度学校基本調査（H26.5.1現在）

		計	国立	公立	私立
小学校		43,212	40	42,721	451
中学校		22,067	40	21,143	884
高等学校		12,458	20	8,584	3,854
中等教育学校	前期	123	9	105	9
	後期	124	10	106	8
特別支援学校	小学部	269	1	268	0
	中学部	126	2	124	0
	高等部	251	11	238	2
合計		78,630	133	73,289	5,208

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

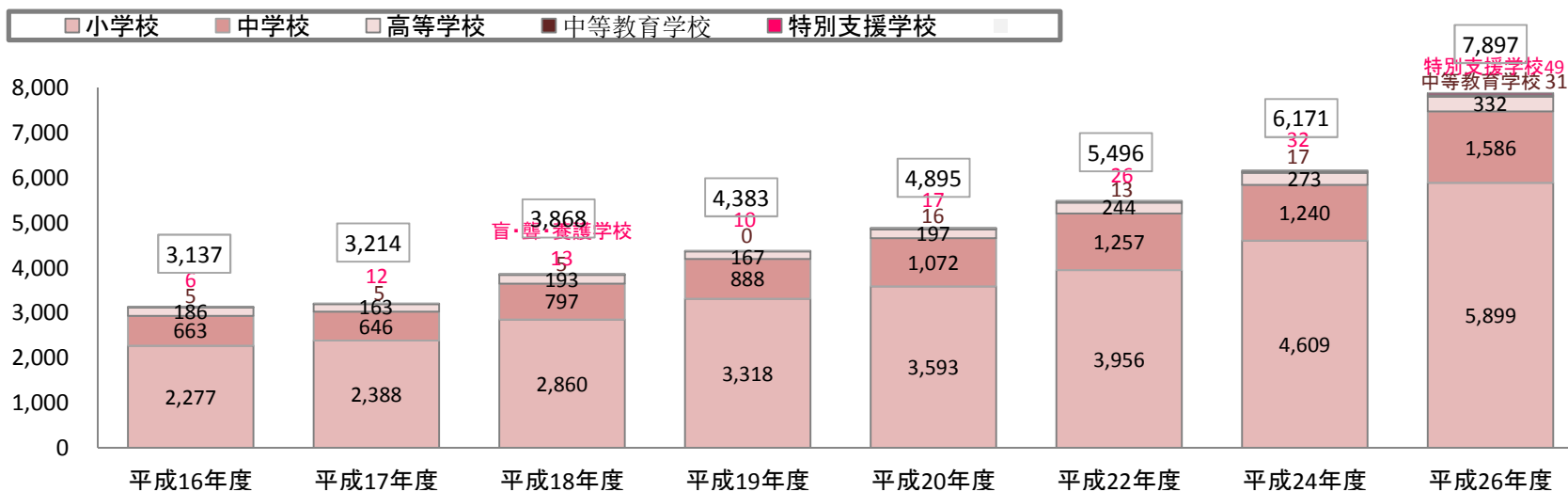
① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の4割が日本語指導を必要としており、増加傾向

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】 出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度）」



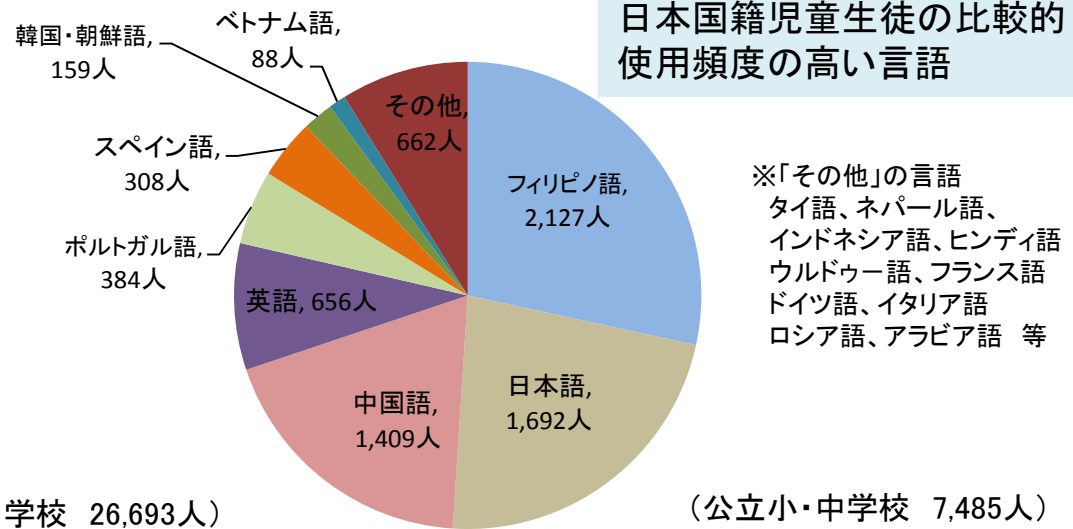
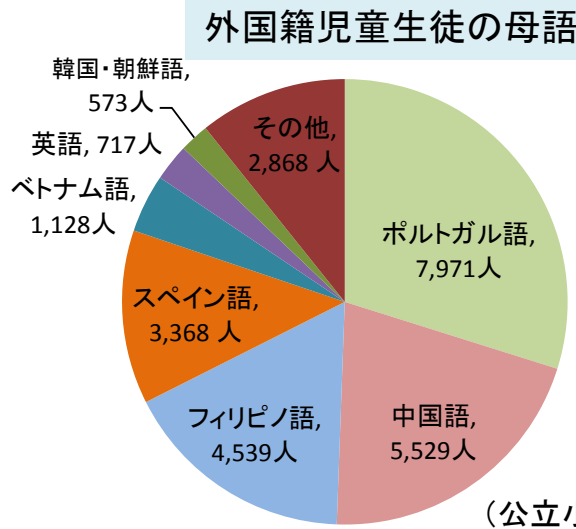
② 日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒が近年急増している

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】



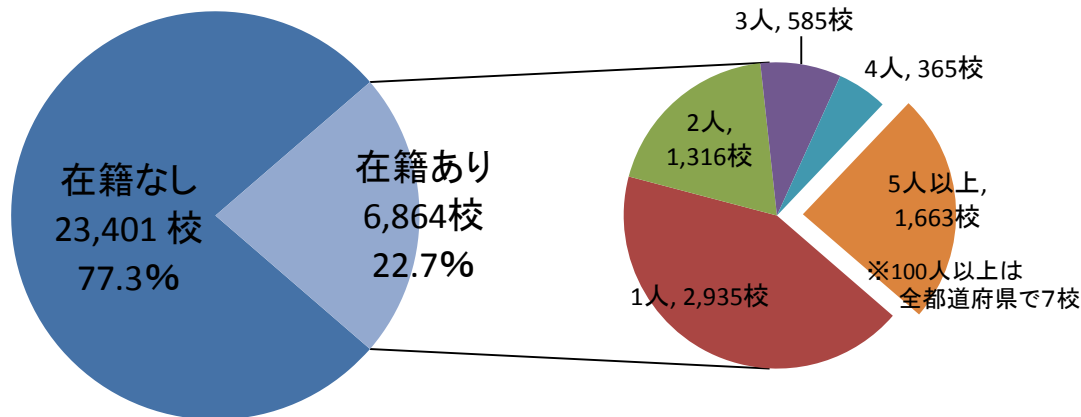
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している

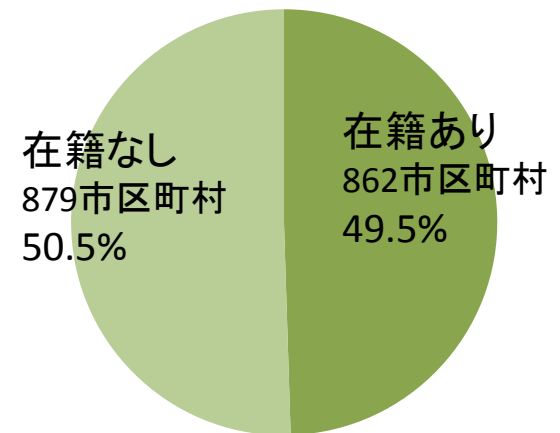


② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数
(公立小・中学校 30,265校)



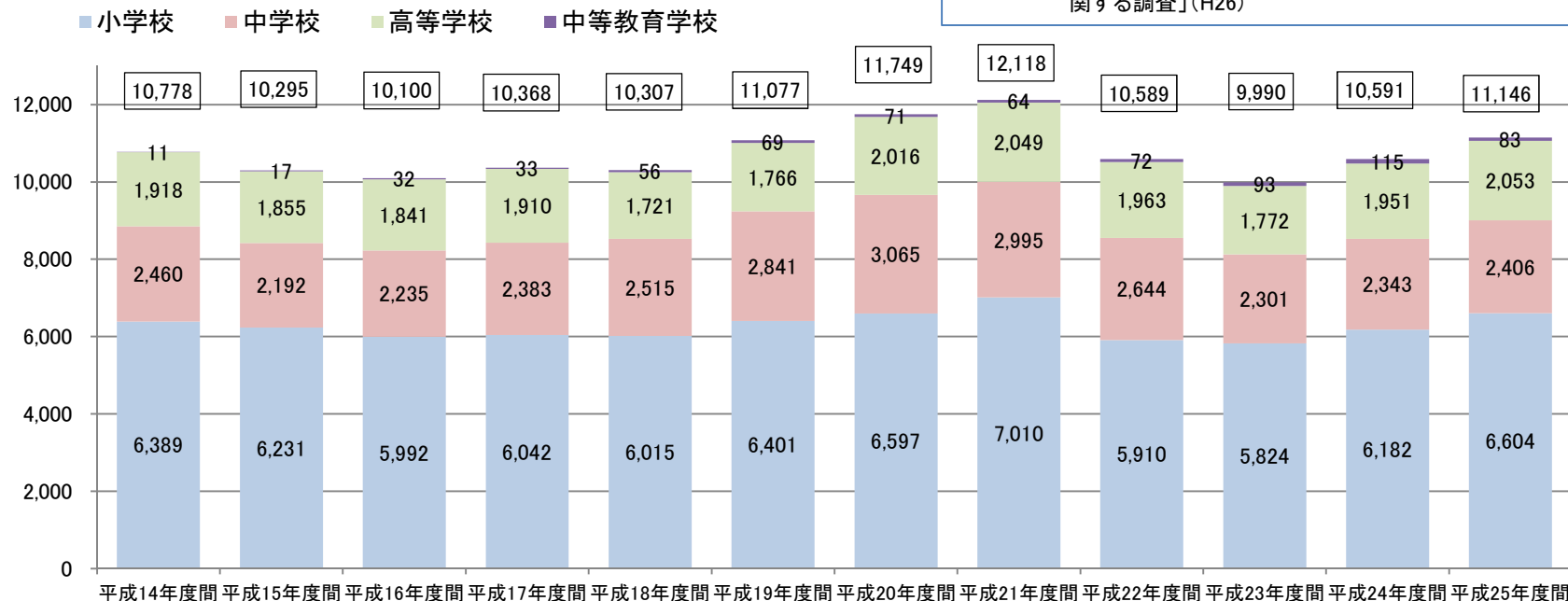
公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



帰国児童生徒数の動向

帰国児童生徒数は近年1万1,000人程で推移

【国・公・私立学校に在籍する帰国児童生徒数】



【参考】

○平成26年5月1日時点における、日本語指導が必要な帰国児童生徒数は1,535人

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(H26)

平成25年度間

		国立	公立	私立	計
小学校		121	6,230	253	6,604
中学校		86	1,617	703	2,406
高等学校		30	807	1,216	2,053
中等教育 学校	前期	20	22	14	56
	後期	21	3	3	27
合計		278	8,679	2,189	11,146

出典：文部科学省「学校基本調査(平成26年度)」

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

平成27年度予算額:児童生徒支援加配 8,582人の内数



○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

(平成27年度予算額:211百万円、平成28年度概算要求額:290百万円)

(1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[平成27年度実施自治体数53]

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(2) 定住外国人の子供の就学促進事業(新規)[平成27年度実施自治体数10]

不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

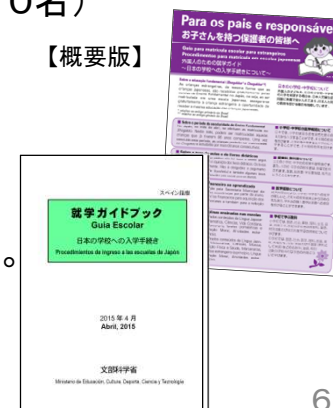
(年1回、4日間、定員110名)

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもへの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

【概要版】



文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 2

○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

1

『外国人児童生徒受入れの手引き』

～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

H23.3 配付

2

情報検索サイト「かすたねっと」

～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～

サイト リンク →www.casta-net.jp/

H23.3 開設

3

『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』

～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

H26.3 配付

4

『外国人児童生徒教育研修マニュアル』

～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/

H26.3 配付

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成28年度概算要求額: 290百万円(前年度予算額: 211百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

補助対象 : 都道府県・指定都市・中核市
 支援対象 : 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

現状

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- ・初等中等段階からのグローバル人材の育成

課題

- ・進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- ・少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)*「特別的教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成 ※但し、都道府県は*を必須項目としない

就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置 ○就学ガイダンスの開催 ○就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施 ○日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置、巡回指導の実施
- 学校種間連携モデル地域の設置 ○地域連携のための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)

学力保障・進路指導

- 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
- 進路相談の充実(相談員の派遣等) ○教科補習のための支援員の派遣

各地域の取組の実践交流
 担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載 等

II 定住外国人の子供の就学促進事業 [H27~]

補助対象 : 都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)
 支援対象 : 不就学の外国人の子供

現状

- ・外国人集住地域やその他の地域において、不就学の定住外国人の子供が存在
- ・定住外国人の子供の不就学問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

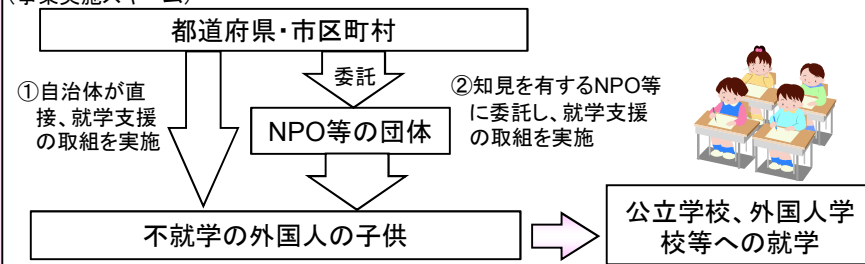
課題

- ・学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- ・子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施 等

事業内容

- 目的: 不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助
 - ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 取組(例):
 - ・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
 - ・日本の生活・文化に適應するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)



(参考)

- 「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)
 「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすること」を、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。
- 「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進協議会)
 外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

学校外における不就学の外国人の子供の就学支援体制の整備

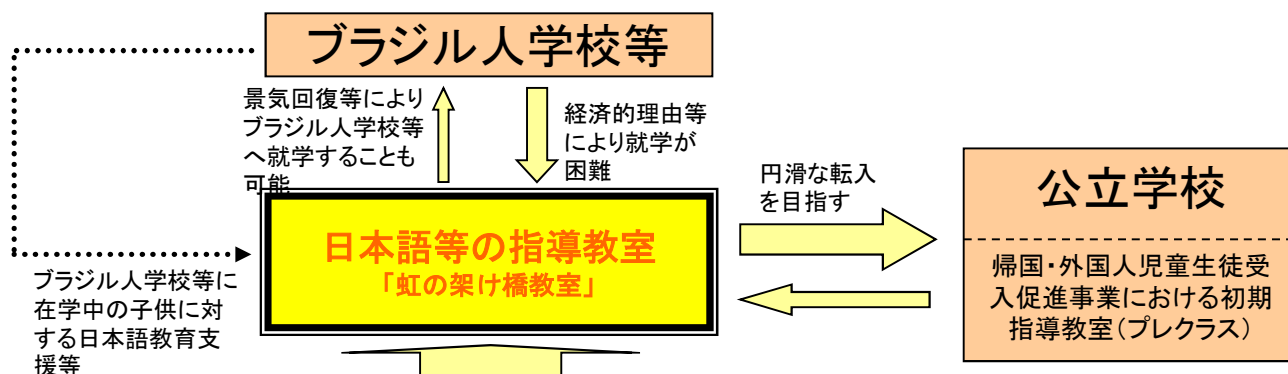
定住外国人の子供の就学支援事業（「虹の架け橋教室」） [H21～H26]

平成21年度補正予算額: 約37億円

概要

- ・多くの日系人労働者がリーマンショック後の景気後退により失職し、その子供たちも、不就学・自宅待機となる例が見られたことを受け、公立学校等への円滑な転入が図られるよう、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を提供。平成26年度は全国22教室で実施。
- ・平成21年度補正予算により、国際移住機関(IOM)に基金を設置して実施。当初、平成21～23年度の3年間の予定であったが、その後の厳しい経済情勢に鑑み、効率化を図りつつ平成26年度まで延長。
- ・平成21年度から26年度までの6年間で、8,751名が教室に通い、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。

外国人の子供のための日本語指導等の実施



- 役割：不就学・自宅待機となっている外国人の子供を対象に日本語指導等を実施（ブラジル人学校等に在籍する子供も受入れ可能）。
- 対象・期間：義務教育段階の子供等を、原則6ヶ月程度教室に受入れ。
- 場所：外国人集住都市等において実施。
- 内容：
 - ・日本語指導等を行う教員
日本語指導や教科指導
 - ・バイリンガル指導員
母語指導と教科指導の補助
 - ・コーディネーター等
子供の公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

文部科学省

拠出金支出

国際移住機関(IOM)
＜「子ども架け橋基金」＞

①周知・公募

②申請

③審査・採択・委託

地方公共団体等(外国人集住都市等)

不就学・自宅待機の外国人の子供の受入れ
・日本語等の指導
・学習習慣の確保



日本語等の指導教室
「虹の架け橋教室」



外国人児童生徒等に対する日本語指導 指導者養成研修 独立法人教員研修センター

○研修内容 (平成27年度)

		形態等	内 容
共通		施策説明	外国人児童生徒等に対する文部科学省の施策について
		講義1	外国人児童生徒教育の現状と課題
		班別演習1	情報交換による課題の共有
		講義2	学校における日本語教育プログラム～個別の指導計画を立てるために～
		講義3	外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA～日本語能力の評価の在り方～
管理者用 コース		講義4	『特別の教育課程』を踏まえた指導・支援体制づくり
		事例協議1	～指導・支援体制においえる連携と協働～外国人児童生徒教育の先進的な取組
		班別演習2	外国人児童生徒等の受入れ体制における課題解決策の検討
日本語指導者用 コース	共通	事例協議2	日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の実際
		班別演習3	日本語能力測定方法の演習(実践報告も含む)
	日本語初期 指導コース	講義	日本語初期指導段階の日本語プログラムと授業づくり
		演習	日本語初期指導の活動計画の実践
	中期・後期 指導コース	講義	日本語中期・後期指導段階の日本語プログラムと授業づくり
		演習	日本語中期・後期指導(主に読む力、書く力を高める指導)の実践
	教科指導 実践コース	講義	JSLカリキュラムの授業づくり
		演習	JSLカリキュラムの実践
	共通	全体発表・協議	日本語指導の実践～全体発表・協議～
		講義5	外国人児童生徒教育を推進するリーダーとして～研究成果の活用に向けて～

○受講者数 推移一覧表

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
管理者用コース	40	49	38	44	45
日本語指導者用コース	70	70	70	65	76
年度合計	110	119	108	109	121

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

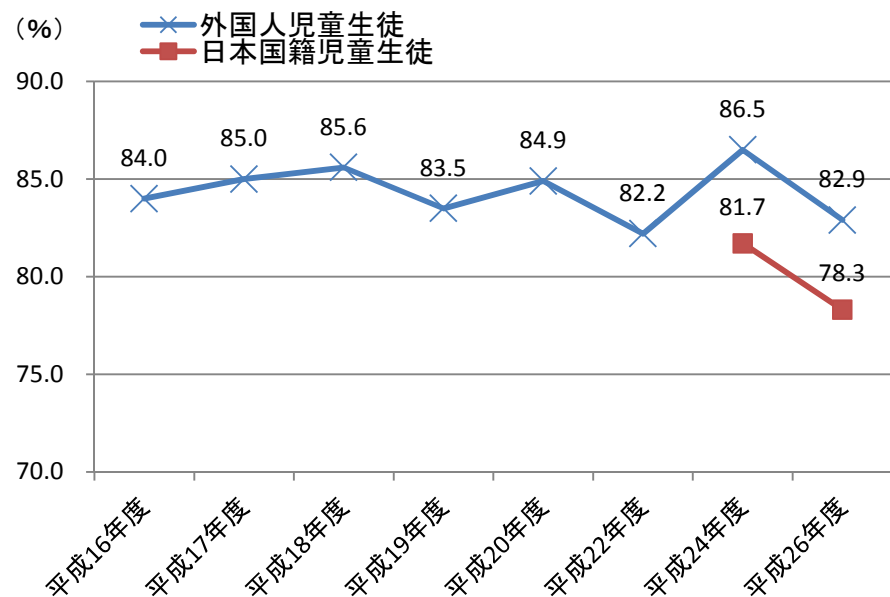
国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援
・課外での指導・支援 等

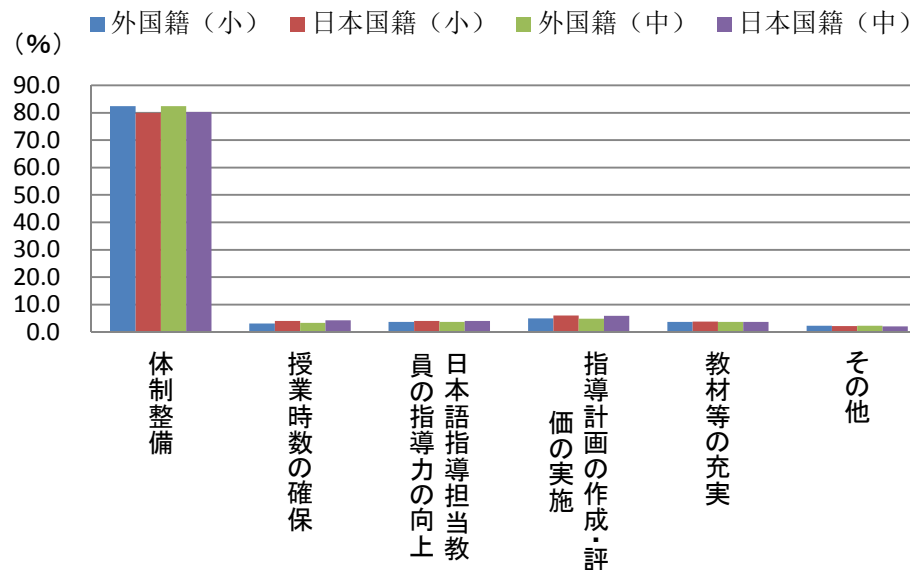
「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合】



【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】

—市町村教育委員会—



【上記児童生徒のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

学校種	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数割合	26.7%	22.9%	20.9%	18.9%
実施学校数	650校／3,185校	291校／1,536校	339校／1,692校	109校／558校

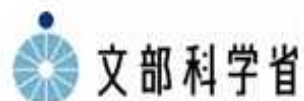
※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。

CASTA-NET ●●●



[サイトトップ](#) | [このサイトについて](#) | [利用規約](#)

このサイトは、文部科学省
初等中等教育局国際教育
課が運営しています。



「かすたねっと」は外国につながるのある
児童・生徒の学習を支援する
情報検索サイトです



関連サイト

海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページCLARINET (文部科学省)



全国で公開されている多言語の学校関係用語検索(多言語・学校プロジェクト)

多言語の学校関係
用語検索

お知らせ

- 教材検索の категорияに「利用対象者」を追加しました。指導者用資料を検索することができます。(2014.1.10更新)



教材検索

ウェブで公開されている
多言語教材を探す

文書検索

ウェブで公開されている
多言語学校関係文書を探
す

外国人児童生徒の総合的な学習支援のために～外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント

Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language



DLAのねらい

主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。

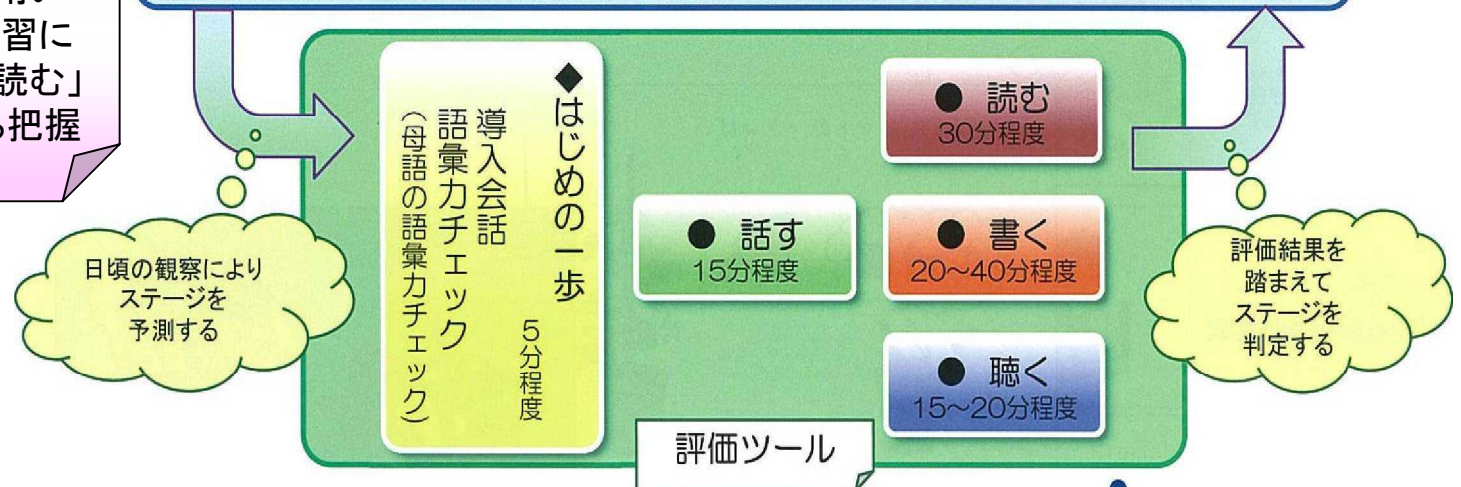
子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。

JSL評価参照枠

日本語能力の発達段階を6つのステージに分けて、総合的・多面的に記述したもの。在籍学級参加との関係で支援の段階を示している。



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

DLA

検索



初等中等教育局国際教育課

学校教育におけるJSLカリキュラム①

日本語を母語としない子どものための学習支援(小学校編)

Japanese as a second language (第2言語としての日本語)

概要

ねらい

日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加が難しい子どもたちに対し、学習活動に日本語で参加するための力(=「学ぶ力」)の育成を目指す。

特色

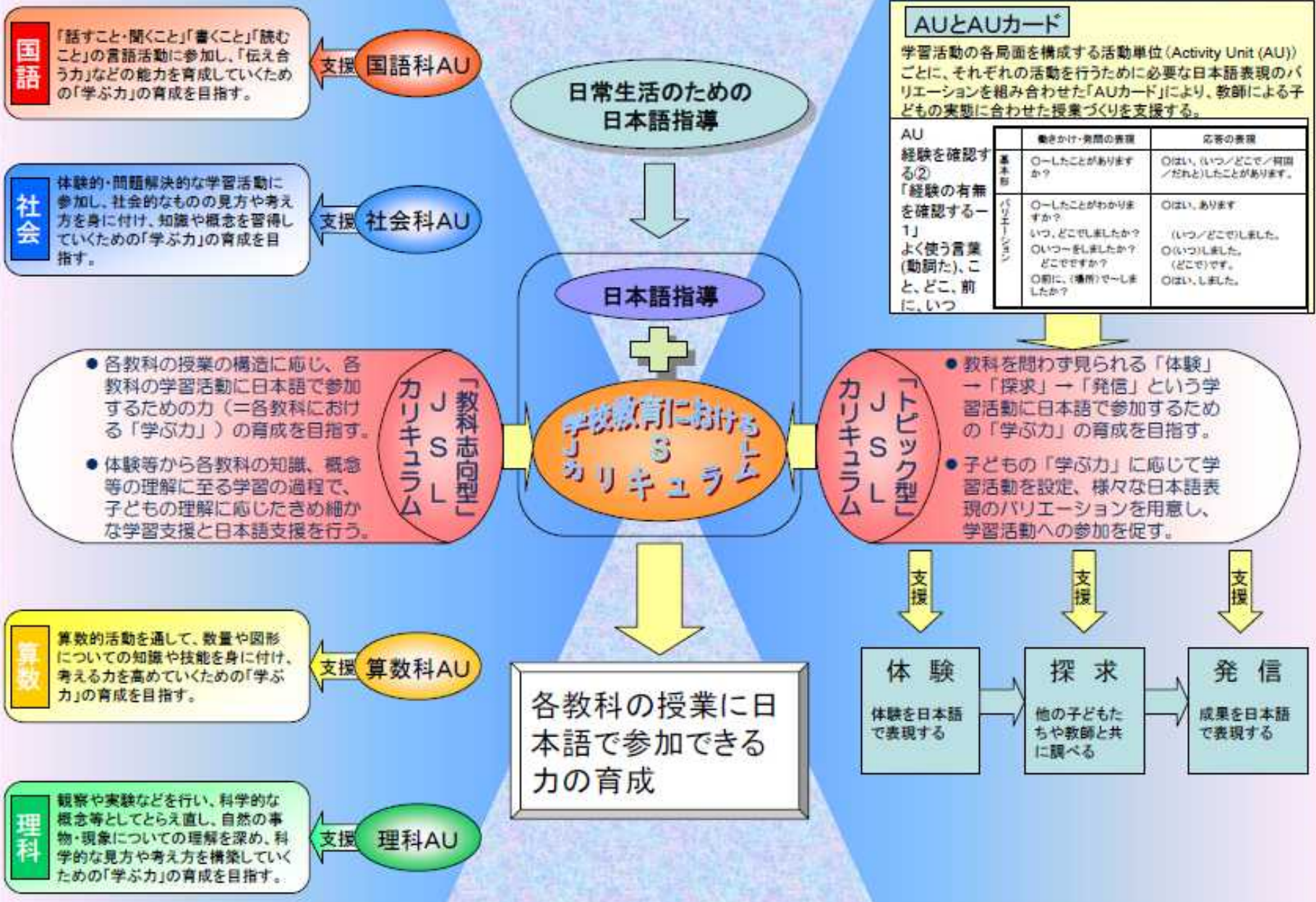
- 日本語指導と教科指導とを統合。
- 学習項目を固定した順序で配置するのではなく、生活背景、学習歴、日本語の力、発達段階などの多様な子どもたちの実態に応じて、教師自身が柔軟にカリキュラムを組み立てることを支援。
- 子どもたちの理解を促すよう、直接体験等に基づいた学習を重視。
- 子どもたちが理解しやすい日本語を使い、表現を工夫。

方法

- 直接体験などの活動への参加を通して、日本語による「学ぶ力」を育成。
- 子どもたちの「学ぶ力」に応じて参加可能な学習活動を設定し、活動に応じた様々な日本語表現のバリエーションを用意し、理解可能な日本語表現を工夫することにより、子どもたちの学習活動への参加とその理解を促進。
- 実践事例や教材、ワークシートなどに関する情報を共有するサポートシステムを構想し、授業に役立つ様々な工夫を支援。

学校教育におけるJSLカリキュラムの概要

(小学校編)



学校教育におけるJSLカリキュラム②

日本語を母語としない子どものための学習支援(中学校編)

Japanese as a second language (第2言語としての日本語)

JSL (Japanese as a second language) カリキュラムは、日本語の力が不十分なため、日常の学習活動についていけない外国籍の(日本語を第二言語とする)生徒の授業に参加するための日本語の力と学ぶ力(「日本語で学ぶ力」)を育成することを目的としたモデル・カリキュラム。

JSLカリキュラムの特徴

各教科(国語科、社会科、数学科、理科、英語科)で習得すべき基礎基本を設定し、しかも、通常の授業よりもきめ細かな指導ができるよう、多様な学習支援と日本語支援のアイデアを盛り込んでいる。

① JSLを学ぶ生徒に合わせた学習項目、学習単元の一覧を明記

3 学習単元一覧
① 地理的分野
1) 社会科「地理的分野」学習単元一覧

学習単元	具体的な学習内容
○地球儀と世界地図	○緯度と経度 ① 緯線と経線 ② 本初子午線 ③ 赤道 ④ 時差
○大陸と海洋の分布	① 6大陸 ② 3大洋 ③ 北半球と南半球
○世界の地域区分と国々の位置・名称	○ユーラシア大陸 ① 東アジア ② 東南アジア ③ 南アジア ④ 西アジア ⑤ 中央アジア

② すぐ、授業実践ができるよう、多様な指導案とワークシートを提示

音の大きさや高さ 第2時

Step 5 コンピュータで音の波の形を確かめよう

1 音の伝わり方をまとめておきましょう。

大切
音は空気の中を [] として伝わります。

2 コンピュータの画面を見ながら音を聞きましょう。
そして、あてはまる方に○をつけましょう。

① 音が大きくなると、波の山の高さが(高く ・ 低く)なる。

③ よく使う学習用語を生徒の母語(7言語)に翻訳した対訳表を添付

数量・関数領域(五十音順)

	用語	よみかた	ポルトガル語
1	値	あたひ	valor
2	余り(余る)	あまり(あまる)	resto
3	暗算	あんざん	cálculo mental
4	以下	いか	abaixo de
5	移項	いこう	transposição
6	以上	いじょう	acima de
7	1次	いちじ	primeiro grau
8	1次関数	いちじかんすう	função de primeiro grau (função linear)
9	1次式	いちじしき	fórmula de primeiro grau
10	1次の項	いちじのこう	valor de primeiro grau

各教科で多様な支援

国語科

- ・多様な文章ジャンルを取り上げ、生徒の話す力、聞く力、書く力、読む力を伸ばす指導法を提示
- ・生徒の言語習得の力を促すため、毎日の「帯単元」で取り扱う学習活動のヒントを紹介

社会科

- ・学習する内容を重点化
- ・地図・図表・写真を用いて、生徒自身が体験できるような操作的な活動を重視した授業例を提示
- ・生徒の母国の事例など、生徒の経験や知識を活かす活動を提案

数学科

- ・生徒がまだ学習していなかったり、十分に理解できてない事項を速習できる指導例（「速習サンプル」）を提示
- ・生徒が数学の授業につまづく原因の具体的な事例及びその支援策について提示

理科

- ・学んでおきたい「基本概念」「基本技能」を精選して配置した「JSL理科カリキュラムマップ」を提示
- ・单元ごとに学習目標を設定し、生徒がその目標に達成したかどうか確認するための質問・回答例を示した「单元シート」を用意
- ・具体物やイラストを活用した「授業案・ワークシート」を例示

英語科

- ・具体物や絵、さらには日常生活で使う用語を用いた授業の導入例を提示
- ・オーラルワークを中心に英語の運用能力を身につけられる指導案を紹介



事例集積・紹介
研修 等

帰国・外国人児童生徒教育の充実及び教員の資質向上

高等学校における受入れ

公立高等学校の入学者選抜における、**帰国生徒の特別定員枠**の設定

→16都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、奈良、岡山、広島)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒の特別定員枠**の設定

→12都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、奈良)

参考:文部科学省「平成27年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

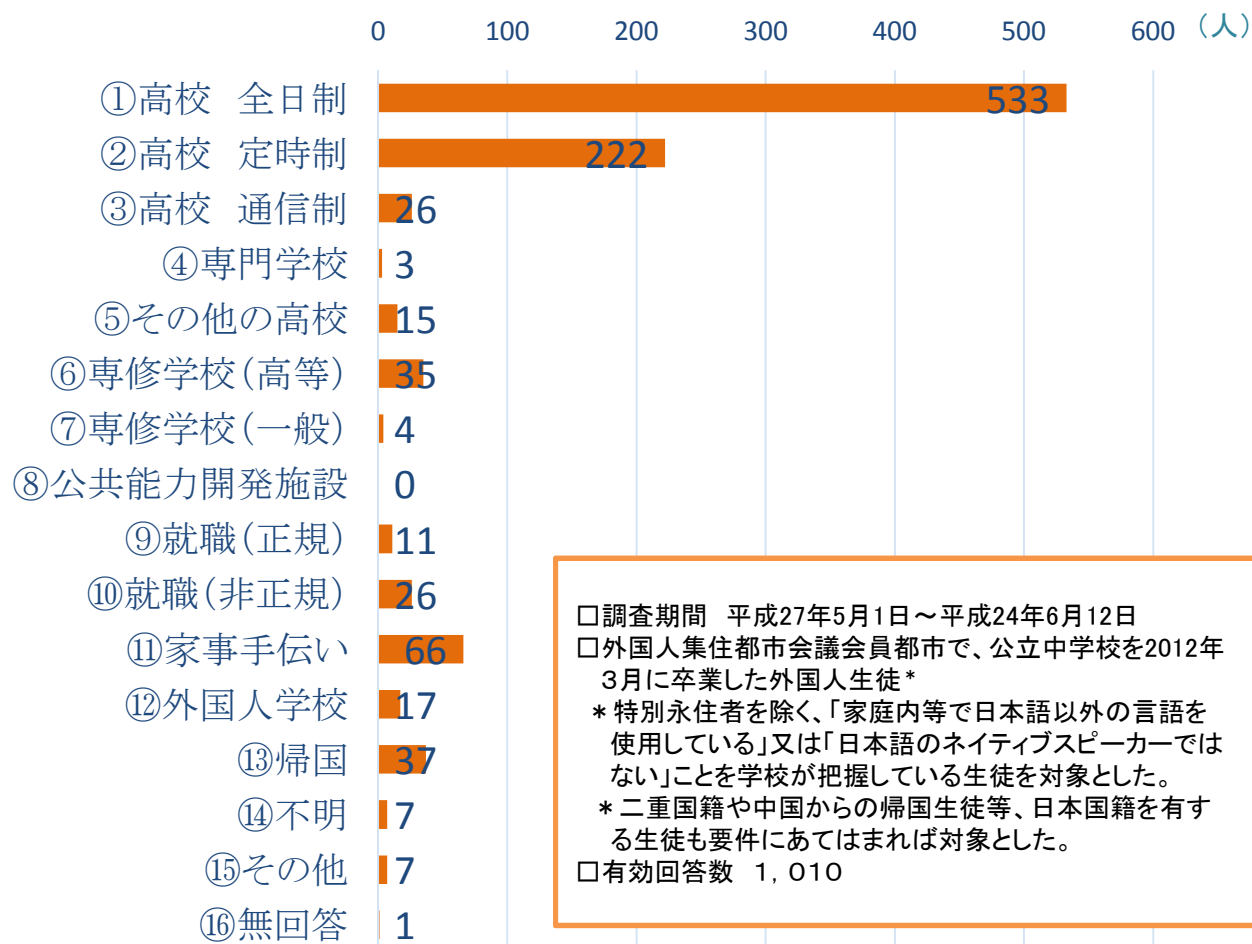
(1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

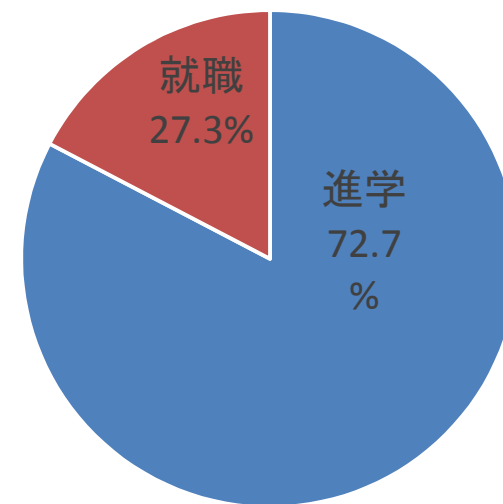
文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm

外国人生徒の中学校卒業後の進路

- ・中学校卒業者の約3割が就職している
- ・進学者のうち、約4割は定時制・通信制の高等学校に進学している



進学・就職等の割合
(無回答を除く) 計1,009人



※進学①～⑥
就職等⑦～⑮

□調査期間 平成27年5月1日～平成24年6月12日
 □外国人集住都市会議会員都市で、公立中学校を2012年3月に卒業した外国人生徒*
 * 特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握している生徒を対象とした。
 * 二重国籍や中国からの帰国生徒等、日本国籍を有する生徒も要件にあてはまれば対象とした。
 □有効回答数 1,010